

①子育て世帯への支援 8,485万円



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業

申請 子育て支援課 ☎51-6716

※申請が必要です (①②以外の人) 給付額：児童1人当たり5万円

【ひとり親世帯】

対象 次の①～③のいずれかに当てはまる人
 ①令和5年3月分の児童扶養手当を受給した人
 ②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない人（児童扶養手当の支給制限の限度額を下回る人に限る）
 ③令和5年3月31日時点で18歳未満（障害のある児童は20歳未満）の児童の養育者で、物価高騰による影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人
 ※①の人へは5月31日に支給しています。



詳しくはこちらから▶

【ひとり親世帯以外】

対象 次の①②のいずれかに当てはまる人
 ①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給した人
 ②令和5年3月31日時点で18歳未満（障害のある児童は20歳未満）の児童の養育者で、1月1日以降の家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
 ※令和6年2月29日までに生まれた新生児も対象になります。
 ※①の人へは5月31日に支給しています。



詳しくはこちらから▶

申請期限 令和6年2月29日(木)

※【ひとり親世帯以外】令和6年2月29日までに生まれた新生児の養育者は3月15日(金)まで提出書類 子育て支援課に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

②市民生活への支援 3億3,423万1千円



【第2弾】電気料等高騰対策十和田市民応援券発行事業

申請 商工観光課 ☎51-6773

各世帯主宛てに、7月20日をめどに順次、引換券を郵送します。市内郵便局（八郷簡易郵便局・滝沢簡易郵便局は除く）へ引換券を持参の上、応援券と引き換えてください。

応援券内容

市民1人につき5千円分（500円券×10枚綴り）

中小取扱店専用6枚、全取扱店共通4枚

引き換え・利用期間 7月20日(木)～11月30日(木)

必要な物 ▶市から送付された「引換券」▶引き換え手続きをする人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※引換開始直後は、各郵便局周辺道路や駐車場の混雑が予想されますので、徒歩でのご来店などで協力をお願いします。



詳しくはこちらから▶

③農業者・中小企業者への支援 1億7,114万3千円



エネルギー価格高騰対策事業者支援給付金事業

※申請が必要です（6月12日(月)から受け付け開始予定）

給付額：農業者・中小企業者いずれも▶個人2万円▶法人6万円

【農業者】

申請 農林畜産課 ☎51-6741

対象 次の①～③を全て満たす個人または法人
 ①市内に住所（法人の場合は事務所）を有し、申請時点で農業経営を行っていること
 ②令和4年分の確定申告または市・県民税申告（法人の場合は、法人市民税の確定申告）をしており、令和4年中の農業収入額が10万円以上であること
 ③令和4年度の市税等の滞納がないこと
 ※個人で令和5年1月以降に新規で事業を始めた場合、法人で事業を始めてから最初の決算月を迎えていない場合は、市ホームページをご覧ください。

申請に必要な物
 ▶個人：令和4年分の確定申告書と青色申告決算書（または収支内訳書）または、市・県民税申告書の写し
 ▶法人：直近の事業年度の法人市民税確定申告書、決算書、定款の写し
 ◆共通：申請書、印鑑（認め印可）、申請者名義の通帳
 ※必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。
 ※令和4年度十和田市農業資材等高騰対策事業継続給付金の交付を受けた人には申請書をお送りします。
 ※申請書は農林畜産課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



詳しくはこちらから▶

申請期限：7月31日(月)

【中小企業者】

申請 商工観光課 ☎51-6773

対象 次の①～③を全て満たす個人または法人
 ①市内で事業所を有し、申請時点で企業経営を行っていること
 ②令和4年分の確定申告または市・県民税申告（法人の場合は、法人市民税の確定申告）をしており、令和4年中の年間売上額が120万円以上である中小企業者（農業、金融業、保険業、不動産貸付業ほか一部の業種を除く）
 ③令和4年度の市税等の滞納がないこと
 ※個人で令和5年1月以降に新規で事業を始めた場合、法人で事業を始めてから最初の決算月を迎えていない場合は、市ホームページをご覧ください。

申請に必要な物
 ▶個人：令和4年分の確定申告書と青色申告決算書（または収支内訳書）または、市・県民税申告書の写し
 ▶法人：直近の事業年度の法人市民税確定申告書、法人事業概況説明書の写し
 ◆共通：申請書、印鑑（認め印可）、申請者名義の通帳
 ※必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。
 ※申請書は商工観光課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。



詳しくはこちらから▶

申請期限：9月29日(金)

④住民税非課税世帯への支援 2億5,655万5千円



住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金事業

申請 生活福祉課 ☎51-6700

給付額：1世帯につき3万円

対象 令和5年6月1日において、十和田市の住民基本台帳に記録され、令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※詳しくは、7月以降に対象となる見込みの世帯へ送付する予定の案内をご確認ください。

※子育て世帯への支援は、4月補正予算（専決）により決定しました。

※市民生活への支援、農業者・中小企業者への支援、住民税非課税世帯への支援は、令和5年第2回定例会に予算を提案しました。